

『7月1日以後の対応で注意喚起 事前通知が変更一日税連』

平成26年度税制改正で国税通則法と税理士法の一部が改正された。これを受けて日本税理士会連合会は、改正に係る対応や留意点などを、国税庁の協力を得てまとめ公表した。改正のポイントは、**税務代理権限証書に、納税義務者への事前通知は税務代理人に対して行われることについて同意する旨の記載がある場合には、当該納税義務者への事前通知は税務代理人に対して行えば足りることになったこと。**また、税理士法第30条に規定する税務代理権限証書の様式が改訂された。ともに7月1日以後に実施する事前通知から適用される。連合会はの中で、今後、税務代理権限証書を作成する際は、(1)納税義務者にこの制度を説明した上で、「事前通知に関する同意」の有無を確認する(2)「同意」が示された場合には、税務代理権限証書にその旨を記載することを説明。納税義務者への事前通知が税務代理人に対して行われた場合には、通知された事項を納税義務者に確実に伝えるよう指示した。また、納税義務者から「同意」が示された場合には、そのすべての税目について、「同意」を記載した税務代理権限証書を提出するよう促した。さらに、「同意」について、税務代理権限証書の提出日が6月30日以前、7月1日以後では、記載内容が異なることに注意を喚起した。

『約半数の会計士が不正発見 会計士協会が実態調査を公表』

日本公認会計士協会が取りまとめた「監査業務と不正等に関する実態調査」の集計結果(速報)によると、**調査対象の約半数の457件(48.8%)で公認会計士が「不正等との遭遇あり」と回答していることが分かった。回答者1人当たりの平均件数は2.02件だった。**



不正等については、「監査の過程で故意による財務諸表の虚偽表示をもたらす会計処理を発見した」が194件(38.5%)とトップ。次いで「監査の過程で被監査会社(法人)の従業員等による資産の流用・窃用を発見した」が155件(30.8%)と続いている。

また、不正等の具体的内容は、「資産の実在性に関するもの」が176件(34.9%)、「循環取引等による売上の架空計上」が128件(25.4%)と上位を占めている。不正等の可能性に気付いたきっかけとしては、「証票突合、文書の査閲等の監査手続き」が211件(41.9%)と最も多く、「被監査会社の経営者、監査役とのコミュニケーションから気付いた」との回答も114件(22.7%)にのぼっている。なお、今回の調査は、公認会計士登録後10年以上経過した会員13,506人のうち、1,013人から回答を得たものである(回答率は7.5%)。